

一般社団法人大阪小児科医会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人大阪小児科医会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、大阪府内において小児とその家族に最も親しく接する医師が、小児医学の研鑽に努め、専門的立場に立脚して、小児医療の向上、小児保健及び福祉の充実・普及を図り、もって小児の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小児の保健、医療及び福祉の向上に関する事業
- (2) 小児の保健、医療及び福祉に係る調査、研究に関する事業
- (3) 小児の保健、医療及び福祉に係る知識の普及、啓発に関する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、大阪府内において、小児科あるいは小児科を重点科目として診療、保健、研究等に従事する医師であって、本会の目的に賛同する者とする。ただし、その従事する場所が他府県にあっても、本会の目的に賛同する医師は、本会の会員になることができる。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会所定の入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の定める入会金、会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 入会金、会費及び負担金の額及びその徴収方法は、総会の決議を経て、これを定める。

(異動の提出)

第8条 会員は、その入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、すみやかに理事会所定の異動届を提出しなければならない。

(会員資格の喪失及び退会)

第9条 会員は、退会したとき、あるいは除名されたときは、会員の資格を喪失する。

2 会員は、理事会所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 死亡、あるいは医師の資格を喪失したとき

(2) 入会金、会費及び負担金を納入せず、督促後なお会費を2年以上納入しないとき

(3) 総会員が同意したとき

4 会員資格を喪失した者が、既に納入した入会金、会費及び負担金は、これを返還しない。

(会員の処分)

第10条 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、戒告、退会勧告または除名の処分をすることができる。

(1) 医師の倫理に違反し、医師の名誉または、本会の名誉を著しく毀損したとき

(2) 本会の定款その他の規則に違反し、または本会の秩序を著しく乱したとき

(3) その他処分すべき正当な事由があるとき

2 前項の処分をしようとする場合は、当該会員に当該総会の一週間前までに通知するとともに、総会における決議の前に、弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催及び招集)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 3 定時総会は、毎年5月に1回開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。
- 5 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知を発しなければならない。

(議長及び副議長)

第13条 総会には、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画の承認
- (2) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び収支予算書を記載した書類の承認
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他、総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

- 2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第15条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の処分
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決等)

第16条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、または他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用についてはその会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の数及び氏名（書面議決者及び議決委任者については、その旨を付記すること）
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 総会に出席した理事及び監事の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (8) 議事録署名人の選任に関する事項
- (9) その他法令で定められた事項

2 議事録には、議長及び出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上及び議事録作成者が署名、押印しなければならない。

(決定事項の通知)

第18条 会長は、総会の議事の要領及び決議した事項を、それぞれ会員に通知しなければならない。

第5章 役員

(役員)

第19条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 24名以上36名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以上5名以内を副会長とし、第22条第2項により選定する。

3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 理事及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事の総数の3分の1以下とする。

5 監事は、本会の理事及び本会の使用人であってはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により、その職務を代理し、またはその職務を行う。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事及び監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会の会員の中から、総会の決議に

よって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者及び副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(役員)の補欠選任)

第23条 理事及び監事に欠員が生じたときは、総会において、補欠の選任を行うものとする。

- 2 会長及び副会長に欠員が生じたときは、前条第2項に準じて補欠の選任を行うものとする。

- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 理事会

(構成等)

第25条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(開催)

第26条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事総数の3分の1以上の理事または監事から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

2 次に掲げる事項については、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会の招集及びこれに提案すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 理事会の決議を経なければならないと定められた事項
- (4) その他、重要な会務の執行に関する事項

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名もしくは記名、押印しなければならない。

(決定事項の通知)

第31条 会長は、理事会の議事の要領及び決議した事項を、各理事及び各監事に通知しなければならない。

(理事会の出席、発言)

第32条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

2 総会の議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第7章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第33条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、会員であって本会に功労のあった者、または学識経験者の中から、理事会において決定し、総会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、かさねて委嘱す

ることができる。

- 4 顧問及び参与に関する必要事項は、理事会の決議を経て、別にこれを定める。

第8章 名誉会長

(名誉会長)

第34条 本会に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は会長歴任者の中から、特に本会の発展に著しい貢献のあった者を理事会において決定し、総会の承認を経て決定する。
- 3 名誉会長の任期は、会員である期間とする。
- 4 名誉会長は理事会に出席して、意見を述べることができる。

第9章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第35条 会長は、必要と認めたときは総会の決議を経て、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が理事会の承認を経て、委任した会務を審議する。
- 3 部会は、担当副会長が統括する。また、それぞれの部会に部会長を置き、会長が理事の中からこれを委嘱する。
- 4 会長は、必要と認めたときは理事会の決議を経て、部会内に、常置あるいは臨時の委員会を置くことができる。
- 5 委員会は、会長から諮問された事項を審議するとともに、必要により会長に意見を述べることができる。
- 6 部会及び委員会の運営に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別にこれを定める。

第10章 裁定委員会

(裁定委員会)

第36条 本会に、裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その裁定を行う。
 - (1) 第10条に規定する会員の処分に関する事項
 - (2) 第24条に規定する役員解任に関する事項
- 3 裁定委員会は、6名以上9名以内の裁定委員をもって組織する。

- 4 裁定委員は、本会の会員の中から総会において選任する。
- 5 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別にこれを定める。

第11章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費及び負担金
- (4) 賛助金ならびに寄付金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議によって、これを定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度及び会計区分)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 各事業年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 本会の会計は、一般会計のほか必要により、特別会計を区分することができる。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。既定予算の追加、その他の変更をしようとするときも、また同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 予算外の支出、あるいは予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

(暫定予算)

第42条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により、当該総会を開催できない場合、あるいは予算が成立しない場合は、会長は理事会の決議を経て、予算成立まで、前年度の予算に準じて、収入、支出を行うことができる。

2 前項の収入、支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

(借入金)

第43条 本会は、出納上必要があるときは、その必要額を借り入れることができる。

2 一時借入金は、当該事業年度の収入で償還する。

3 翌年度以降の収入で償還する借入金については、総会の決議を経なければならない。

(剰余金の処分)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 各事業年度において、決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入する。ただし、総会の決議を経て、剰余金の一部を基本金に編入することができる。

3 前項の基本金に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

(継続費)

第45条 数年を期して行う継続事業に係る経費については、総会の決議を経て、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散をする場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 解散後の残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第15章 雑則

(定款施行細則)

第51条 この定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に細則を定める。

附則

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の

登記の日から施行する。

第2条 本会の最初の会長及び副会長（代表理事）は以下のとおりとする。

会 長 武知哲久

副会長 卯西 元

副会長 田尻 仁

副会長 藤岡雅司

副会長 藤谷宏子

第3条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条第1項の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第4条 この定款施行の際、現に顧問、参与及び名誉会長の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、顧問、参与及び名誉会長に任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

第5条 この定款施行の際、現に部会員、部会長、委員会委員及び裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、部会員、部会長、委員会委員及び裁定委員に任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

第6条 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。